

# 第37回沖縄県トラックドライバー・コンテスト

## 学科競技

### 問題用紙

(制限時間：60分)

#### 注意事項

- ①解答はすべて別紙の解答用紙に記入すること。
- ②解答用紙に受験する部門をマークし、事業所名及び氏名、ふりがなを記入すること。
- ③この問題用紙は試験開始の合図があるまで開かないこと。
- ④印刷の不鮮明なところや筆記用具等の件で質問があれば、静かに手を挙げて係員に聞くこと。ただし、問題の内容にふれるものは回答しない。
- ⑤問題用紙に、メモ、計算等を書き込んでも差し支えない。問題用紙は選手がそのまま持ち帰ること。
- ⑥早くできた者は、30分経過後退室できる。その際、挙手によりスタッフに合図をし解答用紙をチェックさせた後、解答用紙は机上に伏せ、他の者の邪魔にならないよう静かに退席すること。トイレや廊下等での雑談は遠慮されたい。また、一度退席したら再度入席はできない。
- ⑦制限時間は60分。終了の予告については試験官が合図をする。

## 筆記試験

次の設問について、解答用紙の各欄に、正しいと思うものには「○」を、誤りと思うものには「×」を記入して下さい。

### I 交通法規(40問)

1. 準中型免許を取得している者は、最大積載量4,500kg、車両総重量7,500kgまでの自動車を運転することができる。
2. 一方通行路において緊急自動車が近づいてきたときは、道路の左側に寄って進路を譲らなければならない。
3. 車を後退させるときは、シートベルトの着用は免除される。
4. 右左折して、道路に面した施設に出入りするために歩道を横断する場合、明らかに歩行者がいない場合は、徐行して進行する。
5. 中型免許で大型自動車を運転した場合は、大型自動車等無資格運転となる。
6. 高齢の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、安全な間隔をあけて、その通行を妨げないようにする。
7. 横断しようとしている歩行者や自転車がいないか明らかでない横断歩道に接近するときは、警笛等で注意を促しながら進行する。
8. 道路交通法でいう「交通事故」とは、車両等の交通による人の死傷をいい、物の損壊など物損事故は含まれない。
9. 道路交通法でいう徐行とは、おおむね10キロメートル以下の速度をいう。
10. 信号の表示が赤色の灯火であったが、警察官が進行方向に平行に腕を横に水平にあげていたため、進行した。
11. 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分においても、前方を進行している原動機付自転車は追い越すことができる。

12. 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。
13. 車両は、交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
14. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
15. 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は自動車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させてはならない。
16. 車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、必ず道路管理者に通報するものとし、当該道路管理者からの指示があるまでは、転落し、又は飛散した物を除去してはならない。
17. 過積載をしていると認められる車両が走行しているときは、警察官はその車両を停止させ、運転者に車検証等の書類の提示を求め、積載物の重量を測定することができる。
18. 車両は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。
19. 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により法令に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。
20. 一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。）は、後方から路線バス等が接近してきた場合であっても、その路線バス等の正常な運行に支障を及ぼさない限り、当該車両通行帯を通行することができる。
21. 牽引するための構造・装置を有する大型車両によって、車両総重量750キログラムを超えるものを牽引する場合は、その自動車の免許の他に「牽引免許」がなければならない。

【第37回沖縄TDC】  
平成30年6月14日

22. 車両は、所定の方法によって駐車した場合、その車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がなくなる場所では駐車をしてはならない。
23. 何人も、自動車を道路上の同一の場所に引き続き15時間以上（夜間にあつては8時間以上）駐車させてはならない。
24. 安全地帯の側方を走行する場合は、必ず徐行しなければならない。
25. 信号機の表示する信号の種類が赤色の灯火のときは、交差点において既に右折している自動車は、青色の灯火により進行することができることとされている自動車に優先して進行することができる。
26. 車両は、環状交差点において左折し、又は右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。
27. 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。
28. 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。
29. 警察署長は、放置車両の確認と放置車両確認標章の取付けに関する確認事務を、公安委員会の登録を受けた民間の法人に委託することができる。
30. 自動車の保有者は、保管場所を変更したときは、変更してから20日以内に、変更後の管轄の警察署長に、使用の本拠、保管場所の位置のほか、政令で定める事項を届出なければならない。
31. 優良運転者の要件は、免許の継続経過年数が5年以上で、過去6年間「無違反」であり、かつ、過去6年間に「重大違反そそのかし等」や「道路外致死傷」を犯したことがないものである。
32. 踏切や交差点、及びその側端から10メートル以内の部分は駐停車禁止場所である。

33. 車両は、政令で定める最高速度の高い車両に追いつかれたときは、その追いついた車両が追い越しを終えるまで加速してはならない。
34. 車両等は、横断歩道等に接近する場合、その横断歩道等の直前において歩行者の有無に関わらず必ず一時停止をしなければならない。
35. 最高速度が高い車両に追いつかれた場合、道路の中央との間に十分な余地がなかったので、できる限り道路の左側端に寄って進路を譲った。
36. 下図の標識のある道路では、指定された方向以外の方向に進行してはならない。



37. 下図の標識は、停車禁止を意味する。



38. 下図の標識は、「総重量限度緩和指定道路」を示している。



39. 下図の標識のある道路では高さ2.2メートル以上の車両は通行できない。



40. 下図の標識は、環状の交差点（ラウンドアバウト化）において車両が右回りに通行することを指定する標識だが、合図の方法は環状交差点から出ようとする地点の直前の出口の側方を通過したときに、左側の方向指示器を操作し、交差点を出るまで合図を継続すること。（ただし、直後の交差点に入ったときは交差点に入った時）



## Ⅱ 構造機能（20問）

41. 自動車の高さは3.7メートルを超えてはならない。
42. 事業用貨物自動車の点検整備について、定期点検整備は、4ヶ月ごとに1年間を通し3回行わなければならない。
43. 事業用貨物自動車において、運行前の日常点検後の「運行の可否決定」は整備士のみが行える。
44. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものには、運行記録計を装着しなければならない。
45. すれ違い用前照灯は、その全てを同時に照射したとき、夜間にその前方50メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有していなければならない。
46. 天然ガス自動車はCO<sub>2</sub>排出量をガソリン車やディーゼル車より低減でき、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や黒煙等の粒子状物質（PM）といった大気汚染物質の排出量も少ないため、地球温暖化防止や大気環境改善にも貢献できるとされている。
47. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が6.5トン以上のものの後面には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。
48. 車両総重量8トン以上の事業用自動車については、ディスク・ホイールの取付状態が不良でないかどうかを点検しなければならない。
49. 車幅灯は、夜間にその前方100メートルの距離から点灯を確認でき、かつ、その照射光線は他の交通を妨げないものでなければならない。
50. 自動車の軸重は、10トン（牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、11.5トン）を超えてはならない。
51. 自動車の排気管は、左向き又は右向きに開口していなければならない。
52. 自動車に備える非常点滅表示灯は、すべてが同時に作動する構造でなければならない。
53. 事業用貨物自動車タイヤには残り溝1.6ミリメートルを表す目安として、スリップサインが設けられている。

54. 貨物自動車の車体の後面には、車両総重量を表示しなければならない。
55. バッテリー液が「LOWER」以下になったまま使用または充電すると、露出した劣化部分からの火花などでバッテリーの破裂や爆発の原因となるおそれがある。
56. 事業用貨物自動車の点検整備記録簿は、記載の日から1年間、原本を当該自動車に備えおかなければならない。
57. 空車状態とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。
58. 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて12メートル以下でなければならない。
59. 道路運送車両法の規定において、大型自動車は「自動車」に該当する。
60. 長さが5メートルを超える普通自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備え付けなければならない。

### Ⅲ 運転常識（20問）

61. 貨物自動車の一運行の（最初の勤務から最後の勤務までの時間）は最大時間144時間だが、フェリーに乗船した場合の乗船時間は含まない。
62. 「フェード現象」とは、フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキドラムやブレーキライニングが過熱して摩擦力が減少し、ブレーキの効きが悪くなる現象をいう。
63. 連続運転時間は、4時間以内に1回15分以上かつ30分以上の運転離脱が必要。
64. 1ヶ月拘束時間の限度は、原則最大290時間である。
65. 貨物自動車運転者の拘束時間について、1日（始業時刻から起算して24時間）の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合でも17時間が限度である。
66. 点呼の際「酒気帯びの有無」の確認については、目視等による確認で酒気帯びのおそれがないと認められる場合には、アルコール検知器を用いた確認は省略することができる。
67. 点呼の際、運行管理者が不在の場合は運転者自身でアルコール検知器を使用しその結果を記録しなければならない。
68. 「死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者」、「運転者として新たに雇い入れた者」、「60歳以上の高齢運転者」については、国土交通大臣が告示で定める適性診断を受診しなければならない。
69. 一般的に、回転計のグリーンゾーンとは、エンジン回転計の目盛り部分に示された緑の帯を言い、適正なエンジン回転数の使用範囲を示している。
70. 運転時間は、2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり45時間を超えないものとする。
71. 乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告する。
72. スピードと運転について、スピードが2倍になれば、カーブで働く遠心力も2倍になる。
73. 貨物自動車運転者は、年間を通し国交省で定めた13項目の教育を実施し、その内容を記録し、教育記録簿を3年間営業所にて保存しなければならない。



【第37回沖縄TDC】  
平成30年6月14日

74. 過積載をすると一般的に重心が低くなり、バランスを崩しやすくなるため、走行中の左右の揺れがひどくなり走行が不安定になる。
75. 以下の表の3日目における運転時間に関して改善基準告示を遵守している。

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
運転時間	8時間	9時間	10時間	10時間	9時間

76. 60キロメートル毎時で走行中の自動車の2秒間の走行距離は、約33メートルである。
77. 事業用自動車の乗務員は睡眠不足等があった場合は、乗務前点呼の際にその旨を運行管理者へ報告しなければならない。
78. 事業用貨物自動車の乗務員は、故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。
79. 速度にムラのある運転は、定速の運転に比べて燃費が悪くなる。
80. 優良認定事業所（Gマーク）を取得して継続10年が経過した事業所は、乗務後点呼を省略することができる。

## 筆記試験解答用紙

部門	事業者名・営業所名	氏名	総合得点
4トン・11トン トレーラ・女性		ふりかな	

### I 交通法規

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
×	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	×	○	×
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	交通法規得点				
×	×	○	×	○	○	×	○	×	○	200				

### II 構造機能

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	○	○	×	○
56	57	58	59	60	構造機能得点									
○	○	○	×	×	100									

### III 運転常識

61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×
76	77	78	79	80	運転常識得点									
○	○	○	○	×	100									

採点者A	採点者B	採点者C